

中央社会保険医療協議会 調査実施小委員会（第 48 回） 議事次第

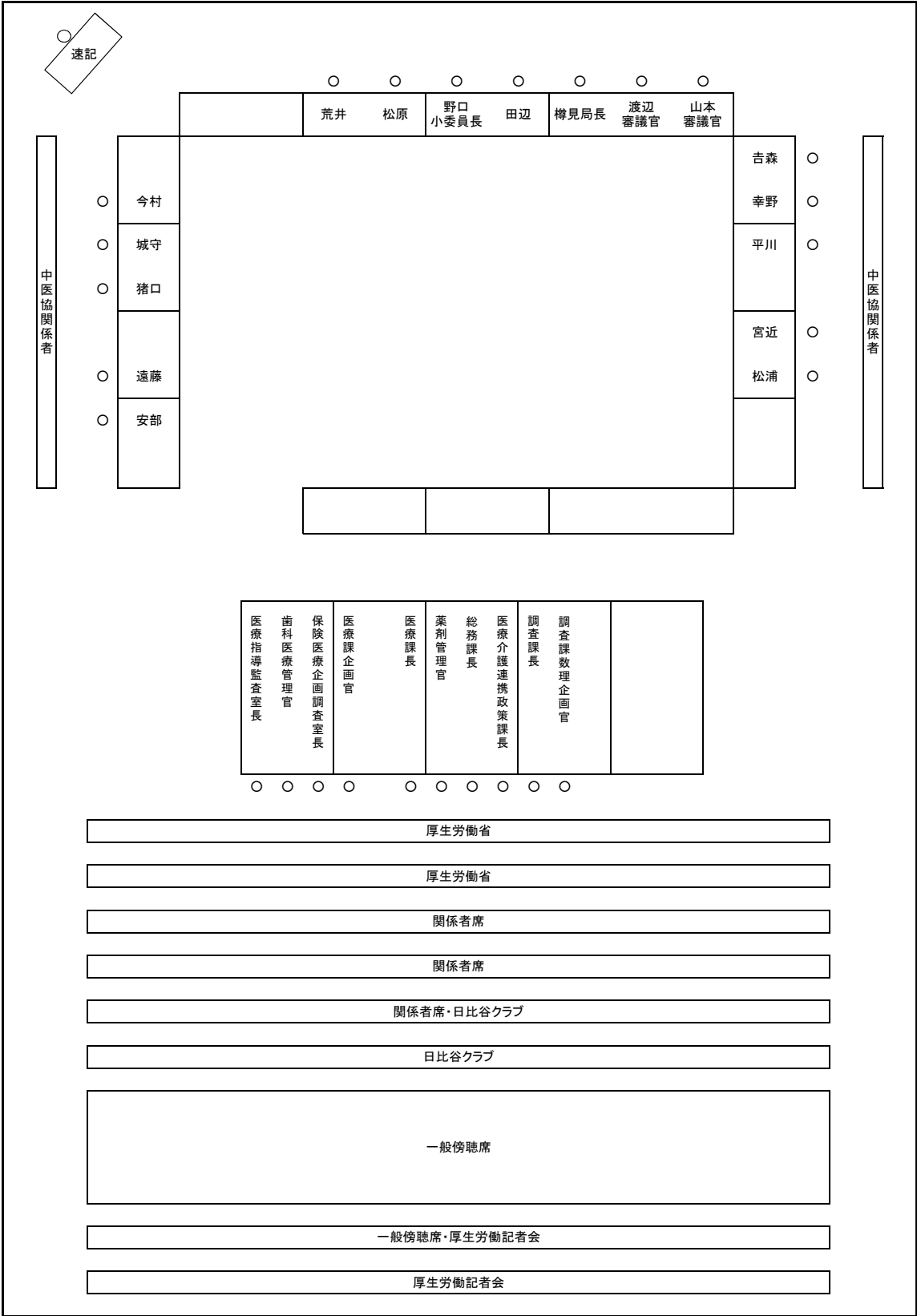
平成 30 年 11 月 14 日（水）  
保険医療材料専門部会終了後～  
於 TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター  
大ホール（8 階）

議 題

○第 22 回医療経済実態調査について

# 中央社会保険医療協議会 調査実施小委員会座席表

日時:平成30年11月14日(水) 保険医療材料専門部会終了後～  
会場:TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 大ホール(8階)



# 医療経済実態調査(医療機関等調査)に 係る主な論点

# 目 次

1. 有効回答率向上に向けた対応
2. 調査項目の見直し

# 目 次

1. 有効回答率向上に向けた対応
2. 調査項目の見直し

## 前回の調査実施小委（平成30年10月17日）での主な意見

- 回答のインセンティブとして行っているフィードバックについて、施設の経営状況を一般的な経営指標と比較しどうかといった見える化をしてはどうか。
- 調査票や記入要領について、税理士・公認会計士等から引き続きアドバイスをいただくなどしてはどうか。
- 有効回答率を上げる方策に手詰まり感も見え、調査手法をブラッシュアップすることは当然であるが、現在の手法を基本に厚労科研等でじっくりと研究してはどうか。また、調査を補完するため、医療法人の事業報告書等を活用する方法が考えられるのではないか。
- 歯科では、有効回答率向上の観点から、分析において問題なければ、医薬品費と歯科材料費を一括で調査してはどうか。
- 非回答と非有効回答の理由と原因は異なるため、それぞれに応じた対応をすべきではないか。

# 有効回答率向上に向けた対応案

○前回の議論を踏まえ、以下の対応を行ってはどうか。

## (1) 回答意欲の喚起

- ① 第21回調査の結果の概要を、調査票等と併せて送付。
- ② 診療側関係団体への協力依頼を引き続き実施。
- ③ 回答のインセンティブを与えるため、回答施設に対して当該施設の経営状況を分かりやすくフィードバック。

## (2) 回答負担の軽減

- ① フォントやレイアウト等を工夫し、より見やすく記入しやすい調査票に変更。
- ② 調査票等に税理士・公認会計士等の助言を活用。
- ③ 記入者負担の軽減や誤記入防止の観点から、電子調査票の利用を促進。

## (3) その他

調査手法、事業報告書等について、引き続き検討を行う。

# 目次

1. 有効回答率向上に向けた対応
2. 調査項目の見直し



# 調査項目の見直し

- 保険薬局について、同一グループの保険薬局の店舗数別の経営状況を把握するため、「同一法人の保険調剤を行っている店舗数」から「同一グループの保険調剤を行っている店舗数」へ変更してはどうか。

※同一グループは次の基準により判断する（調剤基本料の施設基準における同一グループの考え方と同様）。

- 1 保険薬局の事業者の最終親会社
- 2 保険薬局の事業者の最終親会社の子会社
- 3 保険薬局の事業者の最終親会社の関連会社
- 4 1から3までに掲げる者と保険薬局の運営に関するフランチャイズ契約を締結している者

- 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局について、消費税にかかる費用をより詳細に把握する観点から、

- ・「材料費（歯科診療所においては、「歯科材料費」、保険薬局においては、「医薬品等費）」のうち特定保険医療材料費
- ・費用の項目として病院のみ設けている区分の「経費」のうち消費税課税対象費用
- ・「その他の医業・介護費用（保険薬局においては、「その他の経費）」のうち消費税課税対象費用

という調査項目を設けてはどうか。

なお、これらの項目について、回答医療機関等の過度な負担とならないよう、回答が困難な場合は、それだけで回答全体を無効とはしないとすることとしてはどうか。

- 回答に係る負担を軽減するため、未活用の調査項目を削除・統合してはどうか。

## 第22回医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施案

第22回医療経済実態調査（医療機関等調査）については、前回調査をベースとして、次の基本的な考え方に沿って実施する。

### 1 調査日程及び調査対象時期

#### （1）調査日程

① 調査票の配布

2019年5月末

② 調査の回答期限

2019年7月中旬とするが、柔軟に対応する。

③ 報告時期

調査結果の報告時期については、前回同様を目標とする。

（参考）第21回調査 2017年11月8日（中医協総会・調査実施小委）

#### （2）調査対象時期

2019年3月末までに終了する直近2事業年（度）とする。

### 2 調査対象及び抽出率

#### （1）調査対象

前回と同様とする。

（参考）第21回調査

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は除外する。

#### （2）抽出率

前回と同様とする。

（参考）第21回調査

病 院 1 / 3

（※特定機能病院、歯科大学病院、こども病院は1 / 1）

一般診療所 1 / 20

歯科診療所 1 / 50

保険薬局 1 / 25

### 3 調査項目の主な変更点

- (1) 保険薬局について、同一グループの保険薬局の店舗数別の経営状況を把握するため、「同一法人の保険調剤を行っている店舗数」から「同一グループの保険調剤を行っている店舗数」へ変更。
- (2) 消費税にかかる費用をより詳細に把握するため、「特定保険医療材料費」、経費のうち「消費税課税対象費用」(病院のみ)、その他の医業・介護費用のうち「消費税課税対象費用」を追加。
- (3) 回答に係る負担を軽減するため、未活用の調査項目を削除・統合。

### 4 集計項目

#### (1) 基本集計

##### ① 病院

- ・ 集計 1 (医業・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の施設)
- ・ 集計 2 (調査に回答した全ての施設)

##### ② 一般診療所・歯科診療所・保険薬局

- ・ 集計 2 (調査に回答した全ての施設)

#### (2) 機能別集計等

- ・ 一般病院 加重平均による損益状況
- ・ 病院機能別の損益状況
- ・ 入院基本料別の損益状況
- ・ 一般病院 病床規模別の損益状況
- ・ 一般病院 100床当たりの損益状況
- ・ 療養病床60%以上の一般病院の損益状況
- ・ 療養病床を有しない病院の損益状況
- ・ 在宅療養支援病院の損益状況
- ・ 一般診療所 主たる診療科別の損益状況
- ・ 在宅療養支援診療所の損益状況
- ・ 在宅療養支援歯科診療所の損益状況
- ・ 保険薬局 後発医薬品割合別の損益状況
- ・ 保険薬局 調剤報酬等の算定状況別の損益状況
- ・ 保険薬局 店舗数別の損益状況
- ・ 保険薬局 調剤基本料等別の損益状況
- ・ 保険薬局 立地別の損益状況
- ・ 院外処方率別の損益状況
- ・ 地域別の損益状況
- ・ 損益差額階級別施設数
- ・ 最頻損益差額階級の損益状況
- ・ 損益差額及び損益率の状況
- ・ 職種別常勤職員1人平均給料年(度)額等

- ・ 資産・負債の状況
- ・ キャッシュ・フローの状況
- ・ 設備投資額の状況
- ・ 税金の状況
- ・ 損益率等の分布
- ・ 収益と費用の45度分析
- ・ 事業年（度）の分布

(3) 青色申告者（省略方式）の調査

前回同様、調査票記入上の負担への配慮が必要と考えられる一般診療所及び歯科診療所（ただし、個人立であって青色申告を行っているものに限る。）について、青色申告決算書、附表等の税務申告上の数字を基礎として記入することにより、調査票の記入項目を一部省略できる（回答者において選択する）こととする。

ただし、全項目の記入が可能な場合には、できるだけ全項目の記入を促すこととする。

5 その他

(1) 有効回答率の向上策

① 回答意欲の喚起

- ・ 第21回調査結果の概要を調査票等と併せて送付。
- ・ 診療側関係団体への協力依頼を引き続き実施。
- ・ 回答のインセンティブを与えるため、回答施設に対して当該施設の経営状況を分かりやすくフィードバック。

② 回答負担の軽減

- ・ フォントやレイアウト等を工夫し、より見やすく記入しやすい調査票に変更。
- ・ 調査票等に税理士・公認会計士等の助言を活用。
- ・ 記入者負担の軽減や誤記入防止の観点から、電子調査票の利用を促進。

# 医療経済実態調査(医療機関等調査)における調査項目の変更点

中医協 実-3  
30.11.14

前回(第21回)

○:設問あり -:設問なし

(1)基本データ

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
開設者(開設主体)		○	○	○	○
病床の状況	一般病床数	○	-	-	-
	療養病床数	○	-	-	-
	介護療養型医療施設分	○	-	-	-
	精神科病床数	○	-	-	-
	介護療養型医療施設分	○	-	-	-
	結核病床数	○	-	-	-
	感染症病床数	○	-	-	-
	許可病床数合計	○	○	-	-
	介護療養型医療施設分	○	-	-	-
処方状況	処方せん料の算定(院外処方)の回数	○	○	○	-
	処方料の算定(院内処方)の回数	○	○	○	-
直近の2事業年(度)	平成29年3月末までに終了した事業年(度)	○	○	○	○
	平成28年3月末までに終了した事業年(度)	○	○	○	○
休廃止等の状況		○	○	○	○
届け出ている在宅療養支援病院等の区分		○	○	○	-
入院基本料等の状況		○	-	-	-
主たる診療科目		-	○	-	-
ユニット数		-	-	○	-
複数の病院、診療所等の保有の有無		○	○	○	-
同一法人の保険調剤を行っている店舗数		-	-	-	○
保険調剤の状況	処方せん枚数	-	-	-	○
	後発医薬品割合	-	-	-	○
調剤用備蓄医薬品品目数	内用薬	-	-	-	○
	後発医薬品品目数	-	-	-	○
	外用薬	-	-	-	○
	後発医薬品品目数	-	-	-	○
注射薬		-	-	-	○
	後発医薬品品目数	-	-	-	○
薬学管理等の状況	在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数	-	-	-	○
	居宅療養管理指導費(介護保険)の算定回数	-	-	-	○
調剤基本料等の状況		-	-	-	○
立地状況		-	-	-	○
消費税の経理方式		○	○	○	○
記入項目の一部省略の有無(青色申告者)		-	○	○	-

今回(第22回)案

○:設問あり -:設問なし

(1)基本データ

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
開設者(開設主体)		○	○	○	○
病床の状況	一般病床数	○	-	-	-
	療養病床数	○	-	-	-
	介護療養型医療施設分	○	-	-	-
	精神科病床数	○	-	-	-
	介護療養型医療施設分	○	-	-	-
	結核病床数	○	-	-	-
	感染症病床数	○	-	-	-
	許可病床数合計	○	○	-	-
	介護療養型医療施設分	○	-	-	-
処方状況	処方せん料の算定(院外処方)の回数	○	○	○	-
	処方料の算定(院内処方)の回数	○	○	○	-
直近の2事業年(度)	2019年3月末までに終了した事業年(度)	○	○	○	○
	2018年3月末までに終了した事業年(度)	○	○	○	○
休廃止等の状況		○	○	○	○
届け出ている在宅療養支援病院等の区分		○	○	○	-
入院基本料等の状況		○	-	-	-
主たる診療科目		-	○	-	-
ユニット数		-	-	○	-
複数の病院、診療所等の保有の有無		○	○	○	-
同一グループの保険調剤を行っている店舗数		-	-	-	○
保険調剤の状況	処方せん枚数	-	-	-	○
	後発医薬品割合	-	-	-	○
調剤用備蓄医薬品品目数	内用薬	-	-	-	○
	後発医薬品品目数	-	-	-	○
	外用薬	-	-	-	○
	後発医薬品品目数	-	-	-	○
注射薬		-	-	-	○
	後発医薬品品目数	-	-	-	○
薬学管理等の状況	在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数	-	-	-	○
	居宅療養管理指導費(介護保険)の算定回数	-	-	-	○
調剤基本料等の状況		-	-	-	○
立地状況		-	-	-	○
消費税の経理方式		○	○	○	○
記入項目の一部省略の有無(青色申告者)		-	○	○	-

西暦に変更

同一グループに変更

# ※変更点なし

## 前回（第21回）

○：設問あり	－：設問なし
--------	--------

### （2）損益

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
（保険薬局においては「収益」） 医業収益	保険診療収益（患者負担含む） （保険薬局においては「保険調剤収益」）	（入院）○	（入院）○	○	○
		（外来）○	（外来）○		
	公害等診療収益 （歯科診療所においては「労災等診療収益」、 保険薬局においては「公害等調剤収益」）	（入院）○	（入院）○	○	○
		（外来）○	（外来）○		
	その他の診療収益 （保険薬局においては「その他の薬局事業収益」）	（入院）○	（入院）○	○	○
		（外来）○	（外来）○		
	特別の療養環境収益	○	－	－	－
その他の医業収益	○	○	○	－	
医業収益合計		○	○	○	○

介護収益	施設サービス収益	○	○	－	－
	居宅サービス収益	○	○	○	○
		短期入所療養介護分	○	○	－
	その他の介護収益	○	○	○	○
	介護収益合計		○	○	○

## 今回（第22回）案

○：設問あり	－：設問なし
--------	--------

### （2）損益

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
（保険薬局においては「収益」） 医業収益	保険診療収益（患者負担含む） （保険薬局においては「保険調剤収益」）	（入院）○	（入院）○	○	○
		（外来）○	（外来）○		
	公害等診療収益 （歯科診療所においては「労災等診療収益」、 保険薬局においては「公害等調剤収益」）	（入院）○	（入院）○	○	○
		（外来）○	（外来）○		
	その他の診療収益 （保険薬局においては「その他の薬局事業収益」）	（入院）○	（入院）○	○	○
		（外来）○	（外来）○		
	特別の療養環境収益	○	－	－	－
その他の医業収益	○	○	○	－	
医業収益合計		○	○	○	○

介護収益	施設サービス収益	○	○	－	－
	居宅サービス収益	○	○	○	○
		短期入所療養介護分	○	○	－
	その他の介護収益	○	○	○	○
	介護収益合計		○	○	○

前回（第21回）

○：設問あり    -：設問なし

(2) 損益

		病院	
医業・介護費用	材料費	医薬品費	○
		診療材料費・医療消耗器具備品費	○
		給食料材料費	○
	給与費		○
		通勤手当	○
		法定福利費	○
	委託費		○
	設備関係費		○
		減価償却費	○
		建物減価償却費	○
		医療機器減価償却費	○
		設備機器賃借料	○
	経費	その他の医業・介護費用	○
		控除対象外消費税等負担額	○
	医業・介護費用合計		○
	医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用		○

未活用のため削除

損益差額（医業収益合計＋介護収益合計－医業・介護費用合計）	○
-------------------------------	---

その他の収益		○
補助金・負担金等	人件費補助・運営費補助	○
	設備費補助	○
その他の費用		○

特別損益	特別利益	○
	特別損失	○

総損益差額（損益差額＋その他の収益－その他の費用＋特別利益－特別損失）	○
-------------------------------------	---

税金	法人税	○
	住民税	○
	事業税	○

税引後の総損益差額（総損益差額－税金）	○
---------------------	---

今回（第22回）案

○：設問あり    -：設問なし

(2) 損益

		病院	
医業・介護費用	材料費	医薬品費	○
		診療材料費・医療消耗器具備品費	○
		特定保険医療材料費	○
		給食料材料費	○
	給与費		○
		通勤手当	○
		法定福利費	○
	委託費		○
	設備関係費		○
		減価償却費	○
		建物減価償却費	○
		医療機器減価償却費	○
		設備機器賃借料	○
	経費	その他の医業・介護費用	○
		消費税課税対象費用	○
	医業・介護費用合計		○

新設

新設

新設

損益差額（医業収益合計＋介護収益合計－医業・介護費用合計）	○
-------------------------------	---

その他の収益		○
補助金・負担金等	人件費補助・運営費補助	○
	設備費補助	○
その他の費用		○

特別損益	特別利益	○
	特別損失	○

総損益差額（損益差額＋その他の収益－その他の費用＋特別利益－特別損失）	○
-------------------------------------	---

税金	法人税	○
	住民税	○
	事業税	○

税引後の総損益差額（総損益差額－税金）	○
---------------------	---

前回（第21回）

○：設問あり    -：設問なし

(2) 損益

		一般診療所
医業・介護費用	給与費	○
	通勤手当	○
	法定福利費	○
	医薬品費	○
	材料費	○
	給食用材料費	○
	委託費	○
	減価償却費	○
	建物減価償却費	○
	医療機器減価償却費	○
	その他の医業・介護費用	○
	土地賃借料	○
	設備機器賃借料	○
	医療機器賃借料	○
	控除対象外消費税等負担額	○
	医業・介護費用合計	○
	医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用	○

未活用のため削除

損益差額（医業収益合計＋介護収益合計－医業・介護費用合計）	○
-------------------------------	---

税金		
	法人税	○
	住民税	○
	事業税	○

税引後の総損益差額（総損益差額－税金）	○
---------------------	---

今回（第22回）案

○：設問あり    -：設問なし

(2) 損益

		一般診療所	
医業・介護費用	給与費	○	
	通勤手当	○	
	法定福利費	○	
	医薬品費	○	
	材料費	○	
	<b>特定保険医療材料費</b>	○	新設
	給食用材料費	○	
	委託費	○	
	減価償却費	○	
	建物減価償却費	○	
	医療機器減価償却費	○	
	その他の医業・介護費用	○	
	土地賃借料	○	
	設備機器賃借料	○	
	医療機器賃借料	○	
	<b>消費税課税対象費用</b> (設備機器賃借料を除く)	○	新設
	控除対象外消費税等負担額	○	
	医業・介護費用合計	○	

損益差額（医業収益合計＋介護収益合計－医業・介護費用合計）	○
-------------------------------	---

税金		
	法人税	○
	住民税	○
	事業税	○

税引後の総損益差額（総損益差額－税金）	○
---------------------	---



前回（第21回）

○：設問あり	－：設問なし
--------	--------

(2) 損益

		歯科診療所
医業・介護費用	給与費	○
	通勤手当	○
	法定福利費	○
	医薬品費	○
	歯科材料費	○
	委託費	○
	減価償却費	○
	建物減価償却費	○
	医療機器減価償却費	○
	その他の医業・介護費用	○
	土地賃借料	○
	設備機器賃借料	○
	医療機器賃借料	○
	控除対象外消費税等負担額	○
	医業・介護費用合計	○
	医業・介護費用合計のうち消費税課税対象費用	○

未活用のため削除

損益差額（医業収益合計＋介護収益合計－医業・介護費用合計）	○
-------------------------------	---

税金	法人税	○
	住民税	○
	事業税	○

税引後の総損益差額（総損益差額－税金）	○
---------------------	---

今回（第22回）案

○：設問あり	－：設問なし
--------	--------

(2) 損益

		歯科診療所	
医業・介護費用	給与費	○	
	通勤手当	○	
	法定福利費	○	
	医薬品費	○	
	歯科材料費	○	
	<b>特定保険医療材料費</b>	○	新設
	委託費	○	
	減価償却費	○	
	建物減価償却費	○	
	医療機器減価償却費	○	
	その他の医業・介護費用	○	
	土地賃借料	○	
	設備機器賃借料	○	
	医療機器賃借料	○	
	<b>消費税課税対象費用</b> (設備機器賃借料を除く)	○	新設
	控除対象外消費税等負担額	○	
	医業・介護費用合計	○	

損益差額（医業収益合計＋介護収益合計－医業・介護費用合計）	○
-------------------------------	---

税金	法人税	○
	住民税	○
	事業税	○

税引後の総損益差額（総損益差額－税金）	○
---------------------	---

前回（第21回）

○：設問あり	－：設問なし
--------	--------

(2) 損益

		保険薬局
費用	給与費	○
	通勤手当	○
	法定福利費	○
	医薬品等費	○
	委託費	○
	減価償却費	○
	建物減価償却費	○
	医療機器減価償却費	○
	その他の経費	○
	土地賃借料	○
	設備機器賃借料	○
	医療機器賃借料	○
	控除対象外消費税等負担額	○
	医薬・介護費用合計	○
	<b>医薬・介護費用合計のうち消費税課税対象費用</b>	○

未活用のため削除

損益差額（医薬収益合計＋介護収益合計－医薬・介護費用合計）	○
-------------------------------	---

税金	法人税	○
	住民税	○
	事業税	○

税引後の総損益差額（総損益差額－税金）	○
---------------------	---

今回（第22回）案

○：設問あり	－：設問なし
--------	--------

(2) 損益

		保険薬局
費用	給与費	○
	通勤手当	○
	法定福利費	○
	医薬品等費	○
	<b>特定保険医療材料費</b>	○ <b>新設</b>
	委託費	○
	減価償却費	○
	建物減価償却費	○
	医療機器減価償却費	○
	その他の経費	○
	土地賃借料	○
	設備機器賃借料	○
	医療機器賃借料	○
	<b>消費税課税対象費用     （設備機器賃借料を除く）</b>	○ <b>新設</b>
	控除対象外消費税等負担額	○
<b>医薬・介護費用合計</b>	○	

損益差額（医薬収益合計＋介護収益合計－医薬・介護費用合計）	○
-------------------------------	---

税金	法人税	○
	住民税	○
	事業税	○

税引後の総損益差額（総損益差額－税金）	○
---------------------	---

前回（第21回）

○：設問あり    -：設問なし

(3) 給与

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局	
常勤職員	延べ人員、給料合計、賞与合計	病院長 (一般診療所、歯科診療所においては「院長」、 保険薬局においては「管理薬剤師」)	○	○	○	○
		医師	○	○	-	-
		歯科医師	○	○	○	-
		薬剤師	○	○	○	○
		看護職員	○	○	-	-
		看護補助職員	○	○	-	-
		医療技術員	○	○	-	-
		歯科衛生士	○	-	○	-
		歯科技工士	○	-	○	-
		事務職員	○	○	○	○
		技能労務員・労務員	○	○	○	○
		その他の職員	○	○	○	○
		役員	○	○	○	○
		合計	○	○	○	○

「その他の職員」として統合

今回（第22回）案

○：設問あり    -：設問なし

(3) 給与

		病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局	
常勤職員	延べ人員、給料合計、賞与合計	病院長 (一般診療所、歯科診療所においては「院長」、 保険薬局においては「管理薬剤師」)	○	○	○	○
		医師	○	○	-	-
		歯科医師	○	○	○	-
		薬剤師	○	○	○	○
		看護職員	○	○	-	-
		看護補助職員	○	○	-	-
		医療技術員	○	○	-	-
		歯科衛生士	○	-	○	-
		歯科技工士	○	-	○	-
		事務職員	○	○	○	○
		その他の職員	○	○	○	○
		役員	○	○	○	○
		合計	○	○	○	○

# ※変更点なし

前回（第21回）

○：設問あり    -：設問なし

(4) 資産・負債

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
資 産	流動資産	○	○	○	○
	固定資産	○	○	○	○
	繰延資産	○	○	○	○
	資産合計	○	○	○	○

負 債	流動負債	○	○	○	○
	固定負債	○	○	○	○
	長期借入金	○	-	-	-
	負債合計	○	○	○	○

(5) キャッシュ・フロー

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
「キャッシュ・フロー計算書」を作成している場合を	業務活動によるキャッシュ・フロー	○	-	-	-
	投資活動によるキャッシュ・フロー	○	-	-	-
	財務活動によるキャッシュ・フロー	○	-	-	-
	短期借入れによる収入	○	-	-	-
	長期借入れによる収入	○	-	-	-
	短期借入金の返済による支出	○	-	-	-
	長期借入金の返済による支出	○	-	-	-
	現金等の増加額（又は減少額）	○	-	-	-
	現金等の期首残高	○	-	-	-
	現金等の期末残高	○	-	-	-

成り立たない場合を	短期借入れによる収入	○	-	-	-
	長期借入れによる収入	○	-	-	-
	短期借入金の返済による支出	○	-	-	-
	長期借入金の返済による支出	○	-	-	-

今回（第22回）案

○：設問あり    -：設問なし

(4) 資産・負債

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
資 産	流動資産	○	○	○	○
	固定資産	○	○	○	○
	繰延資産	○	○	○	○
	資産合計	○	○	○	○

負 債	流動負債	○	○	○	○
	固定負債	○	○	○	○
	長期借入金	○	-	-	-
	負債合計	○	○	○	○

(5) キャッシュ・フロー

		病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
「キャッシュ・フロー計算書」を作成している場合を	業務活動によるキャッシュ・フロー	○	-	-	-
	投資活動によるキャッシュ・フロー	○	-	-	-
	財務活動によるキャッシュ・フロー	○	-	-	-
	短期借入れによる収入	○	-	-	-
	長期借入れによる収入	○	-	-	-
	短期借入金の返済による支出	○	-	-	-
	長期借入金の返済による支出	○	-	-	-
	現金等の増加額（又は減少額）	○	-	-	-
	現金等の期首残高	○	-	-	-
	現金等の期末残高	○	-	-	-

成り立たない場合を	短期借入れによる収入	○	-	-	-
	長期借入れによる収入	○	-	-	-
	短期借入金の返済による支出	○	-	-	-
	長期借入金の返済による支出	○	-	-	-

# ※変更点なし

## 前回（第21回）

○：設問あり    -：設問なし

（6）設備投資額

	病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
設備投資額	○	○	○	○
建物（建物附属設備を含む）	○	○	○	○
医療機器	○	○	○	○
うちリース分	○	○	○	○
調剤用機器	○	○	○	○
うちリース分	○	○	○	○
医療情報システム用機器	○	○	○	○
うちリース分	○	○	○	○
設備投資額のうち消費税課税対象の投資額	○	○	○	○

## 今回（第22回）案

○：設問あり    -：設問なし

（6）設備投資額

	病 院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
設備投資額	○	○	○	○
建物（建物附属設備を含む）	○	○	○	○
医療機器	○	○	○	○
うちリース分	○	○	○	○
調剤用機器	○	○	○	○
うちリース分	○	○	○	○
医療情報システム用機器	○	○	○	○
うちリース分	○	○	○	○
設備投資額のうち消費税課税対象の投資額	○	○	○	○